

会 報 《第474号》

次代を築くヒューマン・ネットワーク
一般社団法人兵庫県建築会



令和7年8月1日

目 次

I 第531回（7月）月例会

「神戸市立博物館と企画展（国宝桜ヶ丘銅鐸とムラ）」

神戸市立博物館 . . . 2頁～6頁

II 第530回（6月）月例会

「阪神・淡路 1995×能登 2024×南海トラフ 2030？」

神戸大学都市安全研究センター 教授 近藤 民代 氏 . . . 7頁～9頁

III 特別寄稿

「令和7年度の兵庫県のまちづくり関係主要施策」

兵庫県まちづくり部次長 近都 学 氏 . . . 10頁～12頁

IV 事業推進委員会の開催

. . . 13頁

V お知らせ 行事日程

. . . 13～15頁

VI 広報コーナー 兵庫県住宅再建共済制度

. . . 16頁

I 第531回月例会

「神戸市立博物館と企画展（国宝桜ヶ丘銅鐸とムラ）」

神戸市立博物館

〔会長あいさつ〕

皆さんこんにちは。大変暑い中のご出席有難うございます。

例年7月10日頃は、梅雨後半の集中豪雨を心配する時期ですが、近畿地方では6月27日に梅雨が明け、真夏日、猛暑日が続いています。これから暑い日が続くと思うとうんざりしますが、熱中症対策を怠らず健康で夏をお過ごし下さい。

兵庫県建築会では、今年が阪神・淡路大震災から30年の節目の年であることから、安心安全なまちづくりをテーマに講演会や見学会を開催しました。その総括として、6月の月例会では神戸大学の近藤民代先生に講演をして頂きました。東南海地震に備えるためにも引き続き防災について学ぶ必要があると実感しました。

さて、本日の月例会は、建築と文化をこよなく愛する当会に相応しく、旧居留地に建つ大変重厚感ある神戸市立博物館で、開催させて頂いたことを大変うれしく思います。ご挨拶いただいた館長の油井様のご厚情に心から感謝と御礼を申し上げます。

そして、本日の講演のテーマでもある当博物館は、神戸港開港後、近代建築が建ち並ぶ旧居留地を代表する建築物の一つであります。先般、近くに建つ神戸商船三井ビル閉館のニュースがありました。当博物館のように歴史的建築物の保存再生を試み、歴史性と現代の用途とうまく融合させた建物に、リノベーションして頂けたら神戸らしい景観形成につながると思います。

また、銅鐸は弥生時代の人々が祭りに使った祭器であり、神戸の地でも弥生時代には文化が育っていた証であります。古代に思いをめぐらしながら大変興味ある「神戸市立博物館と国宝銅鐸」についてご講演して頂きます。

講演会終了後は、特別展「銅鐸とムラ」の鑑賞や古地図などの展示をゆっくりと楽しんで頂きたいと思います。



（国宝 桜ヶ丘銅鐸・銅戈群 弥生時代中期 神戸市立博物館蔵）

〔神戸市立博物館 油井館長〕



神戸市立博物館の館長の油井でございます。兵庫県建築会の皆さんには、当博物館に足を運んでいただき、また、貴会月例会のテーマとして博物館を選んでいただきまして、本当にありがとうございます。

この博物館ができたのは1982年、今から43年前です。新神戸駅の東の方にあった市立南蛮美術館と須磨離宮公園の考古館という2つの博物館を一緒にする形で1982年にオープンしております。

この建物は、1935年に桜井小太郎が設計した建物です。もともとは旧横浜正金銀行神戸支店、当時は東京銀行の建物を譲り受けて、1982年に既存部分を含めて若干増築をし、神戸市立博物館として開館しました。

この建物は旧居留地にあり、近代化産業遺産に指定されていますし、国の登録有形文化財にもなっています。

博物館の中身ですが、2019年にリニューアルしてから、1階部分が神戸の歴史展示ということで無料開放をしています。神戸の古代から現代までの歴史を展示しています。多くの方に訪れていただきたいと思います。

建築の関係ですと、旧居留地は、神戸における近代的なまちづくりの最初ではないかと思います。明治維新後、開国と同時に外国人の居留地として整備しており、土地の区画、道路の幅は当時と全く変わっておりません。当時の状況を再現した模型が1階にありますので、後で見ていただければと思います。

当館の西隣に旧神戸居留地十五番館という建物があり、これは国の重要文化財に指定されています。ただ阪神・淡路大震災で倒壊しました。昔の材料を使って再建されましたが、

地震で被害を受けたということで、免震構造になっています。今はTOOTH TOOTというレストランが使っています。御影石の階段ですが、底が地面に接していないということで、免震構造の上に建っていることが分かっていただけたと思います。

近代的なまちづくりとしてこの旧居留地を整備した証として、明治初期のレンガ造りの卵形の下水道が残っています。上から見て確認できるので、この後、見ていただければと思います。これについては国の登録有形文化財になっています。

今回の特別展「銅鐸とムラ—国宝 桜ヶ丘銅鐸をめぐる弥生の営み—」につきましては、学芸員から説明させていただきますが、次の特別展は9月20日から「大ゴッホ展 夜のカフェテラス」を開催させていただきます。これは阪神・淡路大震災から30年の取り組みとして大きな展覧会を開催させていただくものです。文化、芸術に触れると心がいやされます。ゴッホが中心ですが、印象派のルノワール、モネなどの作品も同時に展示をする予定です。ぜひ次の展覧会にも来ていただけることをお願いしまして、私からの挨拶にさせていただきます。



(神戸市立博物館)

〔神戸市立博物館 萱原 学芸員〕

ただいま開催中の特別展「銅鐸とムラー国宝桜ヶ丘銅鐸をめぐる弥生の営みー」についてお話をさせていただきます。

特別展「銅鐸とムラ」は、謎の祭器である銅鐸が弥生時代にどのように使われて、なぜ土に埋められて、その役割を終えたのかに迫ります。合わせて、それらが使われた当時の人々の暮らしはどのようなものだったか、ということを見ながら、六甲山南麓と呼ばれている地域にスポットを絞りつつ、全国をも見すえてご紹介する展示となっております。

皆さんにとって馴染みがないものだと思いますが、そもそも銅鐸は凡そ2300年から2400年前の弥生時代中期と呼ばれるころに祭器として使われていた青銅製のマツリの道具です。これは個人の偉い人の持ち物ではなくて集団、共同体で使用していた道具で、今でいうとお神輿や獅子舞など、そういった共通のマツリの道具でした。

銅鐸の祖型は古代中国や朝鮮半島で青銅製の鈴や鐘といった、振って鳴らすものでした。馬や牛につけていたものでしたが、日本に入ってきたときに日本独自のものとして、進化してきました。

最初は、古代中国などの祖型に近い形でしたが、どんどん装飾され、飾りをつけられていきまして巨大化していきます。最終的には、現在発見されている中で一番大きな134.7センチある滋賀県の大岩山銅鐸のような形になります。最初は吊って鳴らしていたマツリの道具が、最終的には約134センチ、重さ45キログラムに巨大化しますと、吊るすこともできませんので、聞くための道具ではなく、置いて眺めるための道具となったのです。

日本における銅鐸は全国で500点から600点ほど発見されておりまして、それが山中や集落から離れた場所に、埋められ、偶然または調査などで発見されました。埋納理由というのは正直なところ分かっていません。これ

には様々な理由が考えられております。例えば、必要としなくなったために埋めた、隠すために埋めた、土の中に保管するために埋めた、埋められた場所が埋めた人たちにとって境界にあたる場所、外から悪いものが内に入ってこないために、人々を守るために埋めたなど、様々なことが考えられていますが、その答えというものは分かっておりません。

次に、銅鐸がどのように製作されたかという、石の鋳型で製作が始まり、次第に土の鋳型が用いられていきました。鋳型を合わせて中に青銅を入れて冷やし固めて、調整・加工して、銅鐸の完成となります。土の鋳型が登場したことで、装飾が細やかになり、かつて大型の銅鐸を製作することができるようになりました。しかし生産地の特定は難しく、謎の祭器として銅鐸は、考古ファンにとってロマンあふれるものとなっております。

謎の祭器の中でも有名なものが神戸市から見つかった桜ヶ丘銅鐸・銅戈群になります。こちらは1964年、今から約60年前に神戸市灘区桜ヶ丘町の山の中から偶然発見されました。当時は新聞報道になるぐらい大騒ぎだったようで、この銅鐸14点と銅戈と呼ばれる武器形の青銅器が7点、まとめて埋められていました。銅鐸には人や鳥などが鋳出された絵がありました。当時生きていた動物たちはどんな形だったのかとか、どのように人々は生活していたかということを、この絵画から我々は推し量ることが出来ます。桜ヶ丘銅鐸・銅戈の複数埋納と絵画などの重要性から1970年に国宝に指定されております。

銅鐸が見つかったのは神戸市桜ヶ丘町の本当に何も無い山の中で、たまたま見つかりました。なぜこのような場所に埋められたのかというのもよく分かっておりません。

桜ヶ丘銅鐸のように複数埋納の例というのは、わずかしきありません。桜ヶ丘銅鐸と同じようにたくさんの銅鐸が埋納された例として島根県の国宝の加茂岩倉銅鐸、荒神谷銅鐸、そして長野県中野市というところから同じように銅鐸と銅戈が見つかります。また日本で一番大きな大岩山銅鐸が見つかった滋賀

県大岩山などでも桜ヶ丘銅鐸のような複数埋納がありました。

今回、桜ヶ丘銅鐸との関わりが深い加茂岩倉銅鐸の中に、同じ鋳型からつくられているにも関わらず全然色が違う加茂岩倉31号というものがあります。桜ヶ丘3号の隣に展示しているので、なぜこんなに色が違うのだろうなどを考えていただきながらご覧いただけたらと思います。

実は、銅鐸は兵庫県で67点も見つかっています。兵庫県、実はいわゆる銅鐸王国でして、なぜか一番発見が多い都道府県となっています。そんな兵庫県の中でも銅鐸が集中している場所はこの六甲山南麓にあたります。

他にも、ムラの銅鐸と山の銅鐸を比べながらご紹介しています。銅鐸は山中で発見されることが多いのですが、実は平地からも見つかる場所があります。平地つまり集落(ムラ)から出てくる銅鐸と、ムラの関わりはどうだったのでしょうか。例えば、北青木銅鐸が見つかった北青木遺跡という場所は、お墓、墓域が広がっていた場所です。そこから出てきた木製の棺を今回展示しています。

そして高地性集落と呼ばれる山の中に築かれた集落もあります。先ほどから述べている通り、銅鐸は山中から見つかることが多いのですが、高地性集落は、六甲山南麓で銅鐸が使われていた時期と同じくして山の中に築かれております。

高地性集落は六甲山南麓以外にも明石川流域でも多く発見されています。1例をご紹介します。神戸市西区の城ヶ谷遺跡のすごいところは、山の上で大土木工事をしているというところです。大体深さが3メートル、2メートルぐらい、幅は大体1つで4メートルから5メートルぐらいある溝を2本通しています。戦いに備えていたのか、それともやはり生活として必要だったのかは分かりませんが、人々は山の上でもたくましく生きていたということを証明しています。

最後に3階の展示室では、「古地図でめぐる三都」ということで、当館の南波松太郎コレクション、秋岡武次郎コレクションなどから、江戸・京・大阪の三都と呼ばれる都の都市図ですね。この都市図の変遷というのを当時のまちづくりの様子だけではなくて人々の文化の変わりようというものもご紹介しているのでぜひご覧いただけたらと思います。



特別展メインビジュアル



(国宝 桜ヶ丘銅鐸・銅戈群 弥生時代中期
神戸市立博物館蔵)

(国宝 加茂岩倉 31 号銅鐸 弥生時代中期 文
化庁蔵 (島根県立古代出雲歴史博物館保管))



(重要文化財 大岩山 4 号銅鐸 弥生時代
後期 滋賀県立安土城考古博物館蔵)



(国宝 桜ヶ丘 3 号銅鐸 弥生時代中期神
戸市立博物館蔵)



(伯母野山遺跡 (神戸市東灘区) 出土弥生土器
弥生時代中期 神戸市立博物館蔵)



(洛外鳥瞰図屏風(右隻) 江戸時代前期 神戸
市立博物館蔵(南波松太郎コレクション))

Ⅱ 第530回月例会

「阪神・淡路 1995×能登 2024×南海トラフ 2030？」

神戸大学 と諮問安全研究センター 教授 近藤 民代 氏



〔講演内容〕



今年は震災30年ということで、このタイミングで何を話せるかということを常に考えていました。私は30年前の震災時神戸大学の建設学科の学生でした。その時は皆さんのように現場で奔走していたわけでもなく、震災復興に携わった経験ありません。当時を詳細に語ることも出来ません。私が出来ることは、現在進行形の能登半島地震での復興、そして来る南海トラフ地震に向けて、阪神・淡路大震災の教訓をどのように活かしていくか、未来志向でどのように再解釈していくかが必要であると考え、5つの論点について話を進めてまいります。

本日の要点

1. 仮住まいの連続性を高めて地域の復興につなげよう
2. 広域避難を受け止める仮住まいの仕組みを準備しよう
3. 地域の持続性の論理を転換した復興を目指そう
4. 復興では場所の再編に注力しよう
 - ・場所のアイデンティティ=f(環境・設え、人間活動、意味)
 - ・復興=f(持続性、住みよさ、レジリエンス、社会的公正、ウェルビーイング)を獲得・保障するプロセス
5. 「増分型適応」に留まらない「変革的適応」で事前復興を進めよう

一つ目は、「仮住まいの連続性を高めて、地域振興に繋げよう」ということです。

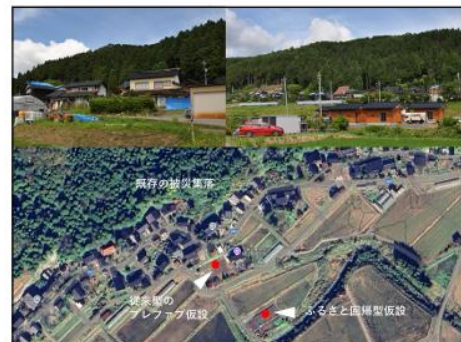
木造の仮設住宅は東北でも、熊本でも増加しました。居住性をはじめ景観、さらに恒久的な住宅への移行という継続的な使用にも優れています。例として示します石川県下唐川の集落はふるさと回帰型仮設と称されています。この集落は31所帯の内23所帯が全半壊という壊滅

的な被害を受けました。この地域での仮設住宅は、木造戸建て住宅ですが、戸建てで、町営住宅への転用も想定されています。元々住んでいた地域に住み続けることができ、仮住まいの後は災害公営への転用も想定されています。

私はこれを見たとき、非常に感慨深いものがあると思いました。木造であるとか、戸建てであるとかというのではなく、住み慣れた集落の中で仮設住宅を建設するということです。住民の方々は住み慣れた地域に残りながら、普段どおりに近い環境下で生活を継続していくということは、阪神・淡路大震災での復興で出来なかったことです。

それが乗り越えられた事例だと思います。

また、従来仮設に入居したら、転居というのは考えています。教訓が活かされた取組であり、南海トラフ対策向けに考えておく必要があると考えています。



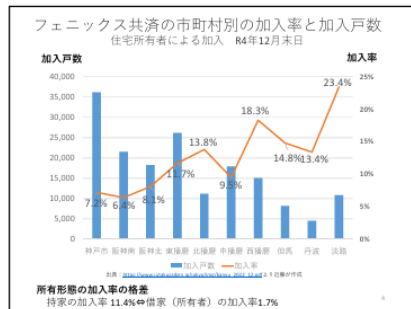
能登で注目されたのが、ムービングハウスとかトグラハウスと言われるものです。ムービング

ハウスは仮設用に作られてたものではなく、平時は住宅施設やカフェなどにも活用できます。大型トレーラに積載して輸送できるので、設置にも即応できます。プレハブ仮設の長屋型ではないので、独立性が高く、プライバシーも確保できます。

住宅再建は阪神・淡路大震災のとき非常に大きな課題となりました。皆さんもご存じ通り、当時災害による住宅再建には個人財産のため、公的資金による支援はありませんでした。その後98年の被災者生活再建支援法の成立、改正

により、公的資金の活用が認められました。

兵庫県では更に、当該支援法の加えて住宅共済制度フェニックス共済が創設されています。これは自力再建を基本とすることが非常に有効であるとの考え方から出発したものです。すなわちフェニックス共済はお金の積み立てではなく、住み慣れた住まいの連続性を確保するという意味で非常に有用な制度だと思っています。



二つ目は、「広域避難を受け止める仮住まいの仕組みを準備しよう」ということです。

能登半島地震のとき、一時避難所が過密状態で劣悪な環境だったので、移動先を特定しない二次避難所という取組を進めることを提案しました。マスメディアによってミステリーツアーとも称されたものです。しかし先に協定を結んでもいなかったのに、被災者とうまくマッチングするのは混乱をきたしました。結局民間主導でマッチングをし、100 ぐらいのリストの中から選択できるようになりました。

今後の広域災害の備えて、国が県域を越えた体制を整えなければならないと思っています。



三つ目は、「地域の持続性の論理を転換した復興を目指そう」です。

大災害の後、どれだけの人が地元に戻れなかったかということが取り沙汰されます。阪神・淡路大震災の時は大阪圏のベッタタウンとしての神戸のポテンシャルが非常に高く、神戸は何とか乗り切れましたが、対照的に能登では地域情勢を考えてもそれができそうにありません。そのような状況下では地域の持続性を変えてい

くという論理的なものを変えていく必要があると思います。

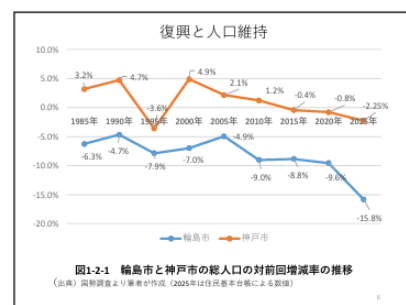
それでは被災者はどこで行ったのかというと、親の出身地など親族関係が大きいといわれて、普段に澄み慣れているところとか、関係あるところに身を寄せるとして被災震災疎開といわれました。

これは非常時で仕方なしの避難ではなく、意思を持った避難であり、疎開とは決定的な違いがあると思います。

また、復興を点と点で考えるのではなく、広域な面として捉えることが重要になってきています。

さらに、域外から出て行った人たち、親族がそこに住んでいる人たちを含めた復興も重要だと思います。例えば、祭りやお盆など特定の機会だけ地域に戻ってコミュニティメンバーとして活動する人たちも東北のような過疎地域では重要な要素と言えます。このような拡大コミュニティがないと地域は持続できないというエリアも今後更に増加していきます。その活用が能登を含めた地域の復興にとって大きな役割があると思います。

今後の復興計画などは市町単位ではなく、少なくとも県域を中心とした広域圏での立案が求められます。定住という固定概念ではなく、人口は流動的に捉え、人口がどれだけ増えた、減ったとか、移住者が増えたとかというための施策ではなく、広い目での居住支援施策を展開することが地域の活性化に必要だと思います。



四つ目は、「復興では場所の再編に注力しよう」ということです。

東日本大震災では、災害危険地域として広大なエリアが指定されました。人は内陸や高台に移転させ、沿岸地域は居住禁止としています。現在行っている地域の空間の土地利用を疑うということが、四つ目の大きなポイントだと思います。

例えば、岩手県陸前高田では市の中心部を再生させるためにかさ上げをし、周りに高台の移転地をつくり、できるだけコンパクトなまちづ

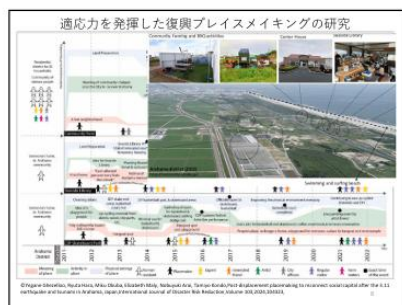
くりをして復興事業は終了しました。

実際は、移転できる人がいることは、取り残される人もいるということで、ポジティブにいうと地域に住み続けたい人であり、ネガティブにいうと高齢者などお金があまりなく、修繕をして何とか住み続けなければならない人が残された人といわれています。このような分断をどのようにとらえればよいのかと考えました。

また、空間を埋めればよいというような考え方に疑問を持っています。いったい誰のために、何のために空間を再生するのかをよく考え、空間という軸ではなく場所という概念で考えなければ、本当の復興にはつながらないと思っています。

例示として、陸前高田で流出した松林を再生して、場所としての復興を目指している市民活動があります。また、アメリカのニューオリンズのカトリーナ台風の後にも同様な場所としての復興を目指しているところもあります。コミュニティファームやサーフィンの拠点などを設け、もともと住んでいる人たちと新しくやってきた人たちとの交流ができる場所、そしてその中に災害の伝承施設も作り、震災の記憶を共有できる場所づくりをしているわけです。

最近、プレイスメイキングという言葉が都市再生の文脈でよく使えあるようになりました。都市が良い都市になるためには、人々が自分の居場所が都市の中にあると思えることが良い都市だという考え方です。おそらく、災害復興の文脈にもこの概念が取り込まれていく必要があると考えています。



五つ目は、「増分型適応にとどまらない、変革的適応で、事前復興を進めよう」です。

増分型適応とは、既存のものの延長線上に何かをプラスして改変するという考え方です。変革的適応とは抜本的に防災計画や復興計画を変えてしまうことです。今後は追加的に行う増分型適応ではなく、社会生態系の属性を抜本的に変える変革的適応が必要だと思うし、災害復興にも活かせるのではないかと考えています。

例えば、阪神・淡路大震災の時に神戸で行われたものとして、おそらく増分型適応とは、当時行われた災害公営住宅に孤独死を防ぐためにライフサポートアドバイザーをつけていたようなことだと思います。しかし住み慣れた場所で継続して生活できれば、このようなサポートはいらなかったはずです。すなわち、災害公営住宅をいらなくすることが、変革的適応だと思います。

神戸大学の室崎名誉教授は、創造して変革することが震災復興の中で重要であるとされ、それが本当にできたかということを述べられています。

崇高な理念であると感じてはいますが、私は実際の将来発生する南海トラフ地震や首都直下地震に向けて具体的に何が変革で、計画の中で変革的適応とはどうあるべきかについて現在研究しています。

変革的適応を恐れず、復興への備えをしていくことが必要であると考えています。大胆に変革するという勇気がとても大事であると感じています。

【お礼 出野上副会長】

阪神・淡路大進からの復興に対する評価、東北、新潟、能登における現在進行形の事例のご紹介を頂きました。

私たちは阪神・淡路大震災を経験し、手探りで復興の過程を歩んできたと思います。その後の災害において、私たちの経験などが少しでもお役に立っていたら一定の役割は果たしたのではないかと思います。しかし、私たちの持っているノウハウが時代遅れになっていないか、そのノウハウを私たちは前向きに変革してきたのかということを考えさせられるご講演であったと思います。

今後起こるであろう災害に一人一人が改めて考えなければならないことを痛感いたしました。

本日はどうもありがとうございました。

(この稿は、6月に開催した月例会の講演内容です)

Ⅲ 特別寄稿

「令和7年度の兵庫県のまちづくり関係主要施策」

兵庫県まちづくり部次長 近都 学 氏

一般社団法人兵庫県建築会の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素は本県のまちづくり行政につきまして、格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年度のまちづくり関係の主要施策の概要について紹介します。なお、一部の市町では利用できない制度などがありますので、詳しくは県・市町にお問い合わせいただくか、HPを御覧ください。

本県では、「すべての人が自分らしく輝ける『住みたい』『訪れたい』ひょうご」を基本コンセプトとする「まちづくり基本方針」の普及啓発を図るとともに、「安全・安心」「魅力・挑戦」「持続・循環」の3つのテーマの下、各種まちづくり施策を総合的に展開しています。

I 安全・安心

1 防災・減災のまちづくり

(1) 建築物の安全性の確保・適正な維持保全

安心して住宅の取得、建築物の利用ができるよう、土木事務所での建築確認等の審査や、指定確認検査機関等への指導・監督を適確に実施します。また、原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けられる改正建築物省エネ法等への対応、能登半島地震で顕在化した課題を踏まえた「被災建築物応急危険度判定支援ツールの導入」や「復興まちづくり専門家の育成」に取り組みます。

(2) 建築物の耐震化の促進

兵庫県耐震改修促進計画（H28～R7）に基づき、住宅・建築物の耐震化を市町と連携して促進します。また、今年度から、住宅内への耐震シェルターの設置等について高齢者世帯への支援を拡充しています。

(3) 宅地の防災

盛土規制法（R5.5施行）への対応として、令和7年4月から県土全体を規制区域に指定し、危険な盛土をスキマなく規制するとともに、既存の盛土について調査を実施します。

大規模盛土造成地については、引き続き、安全

確認の必要な箇所の調査を実施します。

2 安心して暮らせるユニバーサルなまちづくり

(1) 福祉のまちづくり

施設整備・管理運営に関して点検・助言を行う「チェック&アドバイス」を実施するとともに、宿泊施設のバリアフリー改修等を支援します。

また、バリアフリー法の政令改正に伴い、福祉のまちづくり条例における車椅子トイレ等に係る基準を改正しました（R7.6施行）。

(2) 公共交通のバリアフリー化

① 鉄道駅舎のバリアフリー化

平均乗降客数3千人／日以上駅舎のバリアフリー化が完了したため、今後は3千人／日未満の駅舎に支援をします。

【令和7年度の主な事業箇所】

- ・JR（武田尾駅、京口駅） ・阪神（住吉駅）
- ・山陽（霞ヶ丘駅、西飾磨駅、藤江駅）

② ノンステップバス等の導入

ノンステップバス等の導入を促進するため、車両購入費を支援します。

3 安心して暮らせる住まいづくり

(1) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給

高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進します。また、登録住宅における改修や家賃等の低廉化、住替えへの支援、居住支援活動を行う法人等を通じた要配慮者への居住支援を引き続き実施します。また、住宅セーフティネット法の改正（R7.10.1施行予定）に伴い創設された居住サポート住宅（居住支援法人等が安否確認・見守りによるサポート等のサービスを提供する住宅）に対しても支援を実施します。

(2) サービス付き高齢者向け住宅の供給

高齢単身者・夫婦世帯が安心して居住できるよう、居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、安否確認や生活相談サービスを受けることができる住まいの登録を推進します。

4 県営住宅の適切な整備・管理

(1) ひょうご県営住宅整備・管理計画

ひょうご県営住宅整備・管理計画（R3～R12）に基づき、適切な整備・管理を推進します。

(2) 県営住宅の効果的・効率的な整備

計画的な建替工事や改修工事（耐震改修、エレベーター設置工事等）により、良質な住宅ストックを提供します。また、青木団地（神戸市東灘区）における県営住宅初のPFI手法による建替事業を着実に実施していきます。

【令和7年度の建替予定団地】

- ・尼崎西昆陽住宅第2期
- ・小野神明住宅第4期
- ・宝塚山本住宅第5期
- ・津名塩尾住宅第2期

(3) 社会の動向に対応した県営住宅管理

子育て世帯優先入居枠の設定や特定妊産婦等に対してステップハウスを提供します。また、集会所を活用したフレイル予防教室等、入居者の高齢化に対応した取組を実施します。さらに、ウクライナ避難民に県営住宅を無料で提供します。

II 魅力・挑戦

1 個性を磨き、地域の魅力を高めるまちづくり

(1) 地域特性を生かした都市計画

「都市計画区域マスタープラン」に基づき、活力ある地域づくりを推進するとともに、都市の骨格を形成する幹線街路等の都市計画を推進します。また、播磨臨海地域道路の都市計画・環境影響評価手続を進めていきます。

(2) 市街化調整区域における計画的なまちづくり

ひょうご都市計画基本方針を策定（R7.6）するとともに、今年度末の都市計画区域マスタープラン（区域区分を含む）の見直しに向けて着実に取り組みます。今回の見直しにおいて、加西市域の区域区分を廃止します。また、地区計画制度や特別指定区域、開発許可基準の柔軟かつ効果的な運用にも取り組みます。

(3) 適正な土地利用・土地取引

適正な地価の形成に資する地価調査の実施や、宅地建物取引業を営む者に対する指導監督などにより、適正な土地利用、土地取引を推進します。

(4) 大規模集客施設の適正な立地

大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例や広域土地利用プログラムの運用を通じ、都市構造に影響を及ぼす大規模集客施設の適正な立地誘導を図ります。現在、社会情勢の変化を踏まえたプログラムの見直しを検討しています。

(5) 市街地再開発事業

駅周辺等の都市拠点における土地の高度利用と都市機能・居住機能の更新により、安全で快適な

都市環境を創造するため、市街地再開発事業を推進します。

【令和7年度の主な事業箇所（県支援地区）】

- ・神戸三宮雲井通5丁目地区
- ・垂水中央東地区
- ・JR西宮駅南西地区
- ・三田駅前Cブロック地区

(6) 土地区画整理事業

道路等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理事業を推進します。

【令和7年度の主な事業箇所（県支援地区）】

- ・英賀保駅周辺地区
- ・野中・砂子地区

(7) 優れた景観の創造・保全

優れた景観を創造・保全するとともに、建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観形成地区の修景助成や大規模建築物等の景観誘導を実施します。また、景観形成重点区域の指定や景観遺産の登録により、景観資源を活用した情報発信に取り組みます。さらに、良好な広告景観の形成を推進するため、市町等と連携し屋外広告物の規制誘導を図ります。

2 新たな価値を生む住まいづくり

(1) 兵庫県住生活基本計画

兵庫県住生活基本計画（R3～R12）に基づき、社会経済情勢の変化に伴う新たな課題や兵庫県独自の課題に対応した住宅政策を推進します。

(2) 子育て世帯への住宅施策（住みやすい兵庫）

阪神間を中心にファミリー層の転入超過が続く一方で、住宅価格の高騰や子育て世帯のニーズに合った住宅の不足など様々な課題が顕在化しているため、県営住宅と民間住宅の両面から、安心して子育てができる住宅・住環境づくりを推進します。

【令和7年度の主な取組】

- 県営住宅：住戸のグレードアップ改修、県営住宅敷地に幼児向け広場をモデル的に整備
- 民間住宅：指定区域での良質な住宅取得支援、県外から阪神間への住替支援

(3) 空き家・古民家の活用

空き家の発生予防・利活用・適正管理の3方向から総合的な対策を市町と共に推進するほか、古民家再生の促進支援に取り組みます。また、空家活用特区条例に基づく特区指定を進め、規制緩和や補助率割増し等により、空家の流通・活用を促進します。

さらに、空き家の残置物撤去支援や、特定のエリアにおいて、空き家のリノベーション等によっ

て収益を得ながら、地域価値の向上を図るエリマ
ネジメントによる空き家再生を推進します。

【エリマネジメントによる空き家再生の概要】

1年目 (R7～)	機運醸成	・キックオフシンポジウム ・交流会の開催
	育成	・エリママネージャー育成塾の開催
2年目 (R8～)	組織化	・エリママネジメント団体の認定 ・エリママネジメント団体の立上げ支援
	活動	・ガバメントクラウドファンディングに よる活動資金調達支援

3 県立都市公園の管理・利活用

(1) 公園の管理運営

全ての県立都市公園に指定管理者制度を導入し
ており、赤穂海浜公園では段階投資型長期指定管
理（20年間）を今年度から開始します。

【令和7年度の指定管理公募予定】

- ・尼崎の森中央緑地
- ・一庫公園
- ・有馬富士公園
- ・丹波並木道中央公園

(2) 公園のリノベーション

公園施設の老朽化対策等に取り組むとともに、
子どもから人気のある遊具の設置や、保護者から
のニーズがある日よけやベンチを整備します。

また、淡路花博25周年記念として花みどりフェ
アを開催（R7.3.20～4.27）し、淡路島内外から
多くの来場者を迎えました。

Ⅲ 持続・循環

1 住民主体の持続可能な地域経営

(1) オールドニュータウンの再生

明舞団地で効果のあった、商業施設等の空き区
画への新規出店等の支援を他の郊外型団地にも広
げ、引き続きオールドニュータウンの再生に取り
組みます。

(2) 人間サイズのまちづくり賞

安全・安心で魅力あるまちづくりに寄与する優
れたまちなみや建築物及び優れた功績のあった団
体等を「人間サイズのまちづくり賞」として顕彰
し、県民の参画と協働によるまちづくりの普及・
啓発を図ります。

【令和6年度知事賞】

まちなみ 建築部門	kikiki PARK（三木市）
	大阪避雷針工業神戸営業所（神戸市）
	淡路市立津名図書館 ミヨット（淡路市）
	宍粟わかば（宍粟市）
	神戸電鉄 花山駅（神戸市）
まちづくり 活動部門	いえしまコンシェルジュ（株）（姫路市）
	（一社）まちのね浜甲子園（西宮市）
	豊岡まち塾（豊岡市）
花緑部門	津井コミュニティクラブ（南あわじ市）
	多紀連山のクソソウを守る会（丹波篠山市）

2 持続可能な住宅ストック等の形成

(1) マンション管理の適正化

マンションの管理水準の維持向上と市場におい
て管理状況が評価される環境整備を図るため、相
談対応やアドバイザー派遣、一定の基準を満たす
管理計画の認定、管理組合役員の担い手不足解消
に向けた支援を行います。

(2) 住宅・建築物の省エネ化

省エネ基準を満たしていない既存住宅・建築物
の省エネ化を促進するため、省エネ基準やZEH・
ZEB水準への改修等を支援します。

また、県有施設の新築や改修工事では、太陽光
発電設備の導入等による再生可能エネルギーの活
用と、LED照明器具の導入等による省エネルギー・
省電力技術を組み合わせ、施設の環境負荷低
減化をより一層推進します。

3 自然環境や生物多様性の保全

(1) 県民まちなみ緑化事業

都市環境の改善や防災性の向上等を図るため、
県民緑税を活用して、住民団体等が行う植樹や芝
生化などの緑化活動を支援します。また、第4期
事業（R3～R7）の評価・検証及びひょうご花緑創
造プランの改定について、まちづくり審議会の意
見を聴きながら、検討を進めます。

(2) 淡路景観園芸学校の魅力向上

「世界と交流」、「地域と協働」、「緑・景観・地
域経営」をキーワードに、「ランドスケープの新
潮流セミナー」の開催などによる地域創生などに
取り組みます。

(3) 太陽光発電施設等の設置の適正化

山林での設置に対する許可制の導入や指導権限
の強化等、全面的な見直しを実施した改正太陽光
条例（R6.10施行）により太陽光発電施設等の適
正な設置を誘導します。

(4) 緑豊かな地域環境の形成

非線引き都市計画区域及び都市計画区域外にお
いて、開発行為が周辺環境と調和したものになる
よう、緑条例による誘導を図ります。



Ⅳ 事業推進委員会

事業推進委員会が下記のとおり開催されました。

日 時：令和7年7月28日（月）

17:15～19:15

場 所：神戸 老房

参集者：会員等 25名

(1) 講演会 17:15～17:45

演 題：「神戸市における木材利用」

講 師：神戸市建築住宅局

副局長 光平 正弘 氏

(2) 懇談会 17:45～19:15



Ⅴ 行事予定

1 月例会

日時：令和7年9月4日（木）

12:00～14:00

場所：神戸三宮東急レイホテル

演題：「音楽の扉」

～ヴァイオリンとマフェリギター～

講師：ヴァイオリン 土井 美佳 氏

マフェリギター 伊藤 淳介 氏

2 理事会

日時：令和7年9月4日（木）

14:00～15:00

場所：神戸三宮東急REI ホテル

内容：・令和7年度事業執行状況について
・令和7年度予算執行状況について
・その他

3 大阪・関西万博視察会

日時：令和7年9月16日（木）

13:30 三宮集合

15:00～19:30 万博会場

21:00 三宮解散

4 月例会

日時：令和7年10月9日（木）

12:00～14:00

場所：原田の森美術館

内容：「横尾忠則の世界」

原田の森美術館 学芸員

山本 敦夫 氏

5 海外視察会

日時：令和7年11月14日～

11月22日

視察先：ローマ及びシチリア

パンフレットが出来ましたので、お知らせします。

事務局：吉本義幸、石井滝実子

電話：078-996-2851

FAX：078-996-2852

Email：archit-k@axel.ocn.ne.jp

古代都市ローマとシチリア、建築と文化の旅

歴史と文化が交わる陽光の島 蒼くきらめく海に抱かれた楽園へ



神廟の柱 (ギリシャント)



※食事はスタンダードメニューです。

三洋航空サービス 三ノ宮営業所 旅行業務取扱管理者 香山道宣
〒6500021 神戸市中央区三宮町1-10-1神戸交通センタービル2F
TEL078-391-9000 FAX078-391-9090

■ 参加申込書 三洋航空サービス三ノ宮営業所 宛 FAX 078-391-9090

お名前	ふりがな	男 女	生年月日	西暦 年 月 日	国籍
					出生地
ローマ字					
現住所	〒 TEL 携帯NO				
渡航中の国内緊急連絡先 (ご家族の方に限ります)	お名前 続柄 ()		ご自宅 TEL NO 携帯NO		
どちらかに○を記入ください。	ひとり部屋を希望する。 要 不要		海外旅行傷害保険に加入する。 加入する。 加入しない。		
旅券をお持ちの方	旅券番号		有効期限		
同行者のお名前	ふりがな	男 女	生年月日	西暦 年 月 日	国籍
			現住所	〒 携帯	
ローマ字					
旅券をお持ちの方	旅券番号		有効期限		海外旅行傷害保険 加入する 加入しない
ビジネスクラス ・ プレミアムエコノミークラス を 申し込みます。 (エコノミークラスの方は記入不要です)					
旅券コピー (顔写真 1 頁目) を貼付してください。					

※ 本紙申込書にご記入後 FAX をお願いします。また申込金 (お一人様 ￥100,000) のご入金をお願いします。

【 振込先 】 みなと銀行 三宮支店 普通 1605409 (株)三洋航空サービス 三ノ宮営業所

【 取消料金の発生 】

- 取消料をお支払いいただき旅行契約を解除することができます。
- | | |
|--|------------|
| 旅行開始日の前日からさかのぼって 30 日目にあたる日 (10/15) から | 旅行代金の 20% |
| 旅行開始日の前日からさかのぼって 14 日目にあたる日 (10/31) から | 旅行代金の 30% |
| 旅行開始日の前日からさかのぼって 7 日目にあたる日 (11/7) から | 旅行代金の 40% |
| 旅行開始日の前日からさかのぼって 2 日前にあたる日 (11/12) から | 旅行代金の 50% |
| 旅行開始日の前日 (11/13) から | 旅行代金の 100% |

安心をカタチに **兵庫県住宅再建 共済制度** **フェニックス共済**



自然災害から守りたい「住まい」と「暮らし」



今後、もしも！！

南海トラフ地震が発生したら

- ▶ 30年以内の発生確率 最大 80%！
- ▶ 県内の被害想定 全半壊 21.5万棟！

活断層地震が発生したら

- ▶ 油断できない「山崎断層帯」「上町断層帯」など

大型台風が直撃したら

豪雨による災害が発生したら

自然災害で被災した
住まいの再建に備えて **兵庫県が実施する共助のしくみ！**

県内に住宅（戸建て・マンションなど）をお持ちの方に		県内の住宅（借家含む）にお住まいの方に
住宅再建共済 年額5,000円で 再建、補修時等に 最大600万円 給付！ ※半壊（損害割合 20%）以上		家財再建共済 単独加入 年額1,500円で 住宅とセット加入の場合 年額1,000円で 購入・修復時に 最大50万円 給付！ ※床上浸水・半壊以上
一部損壊特約 年額500円で 補修時等に 25万円 給付！ ※損害割合10%以上20%未満		

※ 住宅の被害認定（損害割合）は、住宅の所在する市町が発行する「り災証明書」によります。

- 地震・津波・豪雨・台風・地すべり・竜巻など、あらゆる自然災害による被害が対象です。
- 住宅の築年数や規模、構造等と関係なく、定額負担で定額給付です。
- 地震保険や他の共済に加入していても加入でき、給付が受けられます。

お問い合わせ

公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金

コールセンター 078-362-9400 (平日9:00~17:00)
FAX: 078-362-4082

E-mail jutakukyosaikikin@pref.hyogo.lg.jp

フェニックス共済 検索 ★加入申込書はダウンロードできます★



「加入申込書付きパンフレット」は、県庁・県民局・県民センター・市役所・町役場・郵便局（簡易郵便局除く）にあります。

クレジットカードでのお支払いの方は、インターネットからのご加入が便利です！